

# ヘーゲル「法・権利の哲学」第1回講義の国家・政治体制論 —— 1817/18年・冬学期（ハイデルベルク大学） ——

福吉勝男

ヘーゲルは、主著の一つである『法・権利の哲学要綱』（以下では『要綱』と記す）を1820年末に刊行した。この著作刊行の目的は、その「序文」（Vorrede）冒頭において、「この要綱を出版する直接のきっかけは、私が職責上、法・権利の哲学について行なう講義のための手引書を、聴講者たちに持たせておく必要ということにある」（*Grundlinien*, S.11. 藤野ほか訳、153頁）とヘーゲル自身が書いているように、学生への講義のためのテキストとして意図されたのである。

「法・権利の哲学」の講義に関係して、すでに『要綱』刊行以前の1817/18年冬学期にハイデルベルク大学において最初のものが行なわれている。この講義を含めて『要綱』刊行以前に3回（第1回・1817/18年冬学期、第2回・1818/19年冬学期、第3回・1819/20年冬学期）、刊行以後に4回（第4回・1821/22年冬学期、第5回・1822/23年冬学期、第6回・1824/25年冬学期、第7回・1831年冬学期）ヘーゲルは講義を行なっている。

みられるように、「法・権利の哲学」に関してはヘーゲルは生涯に7回（但し、第7回めのものは、開始されてまもなく病気のため中断され、その直後に死去しているため実質6回）講義を行なったことになる。本稿において私が考察の対象にするのは、1817/18年冬学期にハイデルベルク大学で行なわれた第1回講義である。この講義は、1817年10月下旬から翌年の3月下旬まで、1週に6回（午前10時～11時）実施された。

ここであらかじめ、この講義録（聴講生のヴァンネンマンによる筆記録）に注目する理由とこの講義の有する特徴についていくつか指摘しておきたい。このうち特に後者については、本稿の後半において詳しく検討する予定である。

注目をひく第1の点は、この講義録が1820年末刊行の『要綱』以前に行なわれた三つの講義（録）のなかで、分量的にみた全体構成において『要綱』に最も近似しているということである。周知のように、『要綱』は全体で360パラグラフ（節）から構成されている（「序文」や「序論」を除く）。第1回講義録は170パラグラフ、第2回講義録は142パラグラフから成り立っているのに対して、第3回講義録はパラグラフに区切られていない。このようなパラグラフという分量からみて、第1回講義録を編集したK.-H.イルティンクは、この講義録は「『1820年テキスト [要綱] の本源形態」としてあるというのである。

注目すべき第2の点は、内容上の特徴についてである。この点について先のイルティンクは次のように述べる——「第1回講義は立憲つまり議会君主制の、したがってヨーロッパ大陸における最初の近代的な憲法・国制の理論的基礎づけを実証している」。またヘーゲル研究者として著名なL.ジープも第1回講義録を高く評価して、こう述べている——「ヴァンネンマン筆記録 [第

1回講義録]を読んで受けるいろいろの驚きの一つに、ヘーゲルがすでにハイデルベルクで(1817年)、『民会論文』の立憲政治の構想を明らかに自分のものにしてただけでなく、3年後に公刊される著作[『要綱』]に、基礎および『建築術』の点で、非常に近接する体系的な法・権利の哲学をも自分のものにしていたということがある。

このようにイルティンク、ジープの両者により高く評価される講義録なのであるが、この点そのものの確認とともに、イルティンクがさらに指摘する次の点の確認ならびに検討が重要である。つまりイルティンクは、「ヨーロッパ大陸における最初の近代的な憲法・国制の理論的な基礎づけ」(第1回講義録)から、「復古政治に順応」する方向(1820年『要綱』)にヘーゲルがみずからの政治的立場の転換を図ったとする点の検討ということである。

これら二点を中心とした事柄の詳細な検討はしばらく後にまわすことにして、まずは第1回講義録の「第Ⅲ部 倫理」中の「3. 国家」、「a. 国内法」部分を特にその「主文」に注目して翻訳(テキストのS.148-189)しておきたい。(なお「主文」に続いて、分量的に「主文」の数倍の「注解」がある。)

当該個所の翻訳にこだわるのは、邦訳はまだなされていないためもあるが、ヘーゲルが「政治的立場の転換」を図ったかどうかの評価は当面直ちに問わないにしても、政治的立場を考察するに最適の個所がこの「国内法」に他ならないと考えるからである。

## I

### 3. 国家

#### a. 国内法

##### 第127節 [国家の有機的な分節的組織としての憲法・国制]

国家という倫理的総体性は、普遍的で自由な意志が必然的に現われるというように、現実的な生命性を有している。だが、それは国家が有機的な全体的なものであるかぎりにおいてである。自由の有機体、すなわち国民の理性性が憲法・国制(Verfassung)である。

##### 第128節 [外的威力としての国家]

国家が総じて欲求と特殊性の体系に対してと同じように個々のものに対して外的必然性であるのは、欲求および特殊性の目的と国家の目的とが矛盾している場合においてである。

欲求と特殊性の目的は外的な目的としてそれだけで固定されるから、国家の威力は権力として現われ、これに対して国家の法・権利は強制法として現われる。

##### 第129節 [国家のなかでの国民精神の実現]

国家体制を顧慮して次の二つの側面が考察されねばならない：

1. 国家の内的な有機的な規定からみた国家の概念、
2. 一般的なもろもろの職務への諸個人の配置と関与。

国家体制の概念はそれ自身次の二つの契機を含んでいる：

- a. 普遍的で堅実な精神と

b. 現実的で、みずからの活動を通して己を表現する精神であるということ。

そういったものとしてその精神は意志の自己規定と個性性をみずからにもっている。意志の自己規定とは実体であり、すべての人の目的と自己意識である。しかしながら、現実性と活動性としてのその精神はみずからのなかで分けられない塊として自己を保持している限りで、したがって普遍的なもののこの個人的な意志は恣意と偶然性であり、また全体的なものには直接的な現実性にすぎないのである。

### 第130節 [国家における自由の内的必然性]

精神的実体がみずから自身を生き生きと表現するのは、実体自身における次のような有機的な活動である：自己への否定的な関係としての自由、したがって普遍的精神の自己自身における区別、そして精神の普遍性がこの区別から出て行くこと、精神の普遍的な職務や権力を精神にとって様々な権力と職務として概念の契機へと区分すること。普遍的な仕事であり存在であるとともに普遍的な心指し (Gesinnung) でもある究極目的の様々な職務領域の特定の働きからもたらされるという、このことは自由の内的必然性である。

### 第131節 [国家諸権力]

国家の概念には次の三つの契機が含まれている：

1. 一面では憲法・国制および憲法・国制という法律としての、他面では本来の意味における法律としての普遍的で理性的な意志、——憲法・国制そのものと立法権、
2. 普遍的意志の特殊化、つまり審議・助言と反省として特殊なものを普遍的意志のもとへ包摂すること。それは、一面では特殊なものを普遍性の形式へと引き上げ、そして特殊なものを普遍性のために調整することであり、他面では普遍的なものを個々のものへ適用することである、——統治権、
3. 自己における全体的なものの反省、最終的な決定と命令としての個体的意志、——君主権。

### 第132節 [法・権利としての様々な権力]

この区分は次のようである。

1. 自由のための絶対的な保証、何故ならこの保証によって自由はもっぱら自己において現実的な法・権利を有するからである。法・権利は自由の現存在である。つまり、現存在はしかしながら規定と区別においてのみ存在する。憲法・国制において普遍的意志の特殊な職務はたんに義務であるだけでなく、様々な権力として法・権利でもあるということによって、普遍的意志と特殊性との結合が次のような側面からみると存在する。この側面へは個々人の本来の働きと関心が向けられ、そして個々人の権利を彼ら自身のものとして擁護しなければならず、同様にそのような特殊な義務に服している諸個人が普遍的労働のこの区分を通して陶冶・形成され、そして自身の法・権利として普遍的意志の本質的契機の保持のうちに本来の自己意識を持つのである。

### 第133節 [国家の一体性]

この区分は特殊な職務を、本来の権利を持った自立した組織体にするのであるから、この区

分は

2. 特殊な職務に相互に自立性を与えるのではない。したがって全体的なものの一体性は職務の自立した行為から結果するはずのものではないのである。そうではなくて、職務はみずからにおいて総体的であるから、職務はみずからの規定と権利を一面ではただ普遍的な憲法・国制においてのみ、またその憲法・国制によってのみ有し、他面では職務は最終的な意志決定のために現実の個体的統一へと合流しなければならない。

#### 第134節 [憲法・国制の基礎としての国民精神]

最初の、そして最も重要な問いは、国民のうちで誰が憲法・国制をつくらなければならないかという点にあるように見える。憲法・国制はむしろ法的で倫理的な国民生活の絶対的に存在する基礎として考察されるべきであって、本質的にいえば、なにかつくられたようなもの、主観的に定立されたものとして考察されるべきではない。憲法・国制の絶対的な根拠は、歴史のなかで自己展開する国民精神の原理なのである。この展開における個々の規定の原因は非常に多様な形態をもちうる。進行自身のこの歴史的なものは憲法・国制にいっそう高い権威の形態を付与するのである。

#### 第135節 [国家の自然的原理と精神的原理]

もろもろの憲法・国制の一般的な区別は、それらが自然に基づいているのか意志の自由に基づいているのかどうかという点にある。自然の原理によると貴族の家系や英雄の家柄という出生によるのであり、それらの家系や家柄には心指しやその他の弱者たちが結びつけられており、そして自然的で神的な依存性においてみずからに対立している。しかし意志の自由の原理によると、私的権利や政治的権利は諸個人自身の固有の意志所有である。家長的・父権的で東洋的な制度、さらに貴族的制度、最後に民主主義的制度、これらは自然的で神的な直観の自然的原理から意志の原理への移行を、つまり精神的で神的なものの原理への移行を特徴づけている。

#### 第136節 [国民精神の歴史性]

国民の憲法・国制のいっそう立ち入った特性は、地理的な様々な原理に依存している以外に、自由についての自己意識の段階に、つまり国民の精神的陶冶・形成一般に依存している。一つの重要な要素は国家の外的な大きさということでもあり、この大きさによって一般的な利害が個人に一層近くなったり遠くなったりし、また個人の国家に対する積極的な関心がより重要になったり無意味になったりする。ちょうどそれは、国民の政治的で内的な自立についての自己意識もまた他の諸国民への関係と連関しているのと同じようである。

#### 第137節 [憲法・国制の発展の結果としての立憲君主制]

市民社会にまで——総じて、自由な自我がみずからの現存在において、つまりみずからの欲求、自由意志、および良心においてみずからの無限性の意識にまで——自己を展開した国民においては、立憲君主制だけが可能なのである。なぜなら、特殊性の自己への反省は、自己において具体的な個性として自己の特殊な諸契機へと分けられる普遍的精神の側面からみると、——憲法・国制であるからである。しかしながら他の側面からみると、先の反省は現実の個性の、個体

的主体の契機である、——つまり君主の契機なのである。

## α. 君主権

### 第138節 [正統と君主の原理]

君主権はみずから次の三つの契機を含んでいる：君主権がそのもとに自己の実体的な基礎をもつ憲法・国制および法律の普遍性、そして審議一般、さらに最終決定というものである。この決定は個体的なものとして、数的一者としてのある現実の個人に、つまり君主に帰着する。この君主は、直接的な、したがって自然的な仕方、つまり出生によって、意志の抽象的な自己のこの究極のかつ直接的な個別性として、そのように規定されている。こうすることによって、国家の究極の現実的な一体性を恣意の目的にし、そしてその一体性を特殊性対特殊性の領域へと引き降ろすという——つまり王座そのものをめぐる党派対党派の闘いや、国家権力の弱体化のためにといった——可能性が阻止され、無くされるのである。並びにそうすることによって、君主の人格的なものの中の偶然的なものもまた、憲法・国制と統治権の完全な内的な堅固さを通してどうでもよくなるのである。

### 第139節 [君主の無答責の条件としての裁決の主体性]

決定の客観的なもの——内容と法的根拠と学識根拠——は、裁決の主体性のなかに直接的には含まれていないのであるから、君主は一切の統治行為に対して責任がない。君主は国民の最高の代表者であるが、しかし最高の国家公務員ではないし、国民に委任もされていないし、雇用もされてはいない。また君主は国民との契約関係にあるわけでもないのである。そうした諸規定には、君主の概念規定を構成する主体性の直接性に矛盾する意志による根拠づけが横たわっている。君主には特に、国家公務員の任命における、並びに司法活動を考慮していうと、犯罪者の恩赦における最終決定ということもまた帰属する。

### 第140節 [決定の客観的なものと大臣および枢密官の責任]

君主権に含まれた他の契機は、普遍的なもの——内容と事柄一般の根拠および客観的なもの——を君主にもたらす次のような審議する役割である：それは一面では、特殊な要件の決定に対して遂行しつつある権力ないしは統治権の頂点に立つ内閣であり、他面では普遍的なものおよび法律として普遍的な要件の準備と審議のための枢密院である。これら諸機関の上に、統治行為の責任が降りかかる。彼らの個人的な〔採用のさいの〕選択と放免・解雇は、君主自身の特殊な人格と深く関係している君主の恣意に帰属する。君主権の責任が大臣に帰せられることによって、どんな責任もまったく個人的になることはないし、そして君主の何か個人的な側近からや宮廷・廷臣また特定の摂政の行為から生じることもありえない。君主のすべての決定は当該の大臣によって署名されねばならないのである。

## β. 統治権

### 第141節 [統治の課題]

統治権は、ここでは内部へ向っていくものとしてなお考察されると、総じて特殊的なものの保持と福祉および特殊的なものの普遍的なものへの還元、並びに普遍的な目的のために公共施設を調達することへの還元に関わる。特殊的な要件そのものは、まずもって個々の地方自治団体、同業組合、諸社会階層、職業団体などの特殊な所有であり、目的であり、そして利益なのである。それらはみずからによって法的に管理されるだけでなく、この自治においてもまた次のような倫理的な面がある。すなわち、個々人にとってみずからの身近な特殊な利益が普遍的な要件になるということであり、そしてこの普遍的な要件に個々人は、その領域の絶対的な存立をなすところの国家全体の反省——国家のための絆、働きそして利益——をもつのである。

#### 第142節 [自治]

個々の地方自治団体、行政区、府・県・省、商工業団体、そして社会階層が一つの全体に結びつけられ、そして社会的利益とその特殊的な目的の処理のために、そのような権利としてもたなければならないだけでなく、第1にみずからにおいて組織化され、そして固有の管理者、長、経営者など審議し決定する官庁においてもたねばならない。これら官庁は、一面では決定し執行する権威であるが、しかしながら同時により上位の権威に従うのであるから、そして他面では官庁が配慮するみずからの領域の直接的な所有と利益があるのであるから、市民官庁の選任方法は一般に市民たちや同じ階層の者による普通選挙と、彼らに依存しない上からの任命との混合ということになるであろう。

#### 第143節 [国家管理の一体性]

第2のことは次のことである。すなわち、これら特殊的な利益、社会階層そして行政官庁が統治権によって普遍的なものの中で維持され、普遍的なものなかへ連れ戻されるということである。この場合、統治権の代理者や国家公務員や、最高首脳として内閣へと合流するところの、本質的に協議体として構成されている上級諸官庁によって行なわれるのである。統治の諸官庁の組織化にあたって次のことが本質的なこととしてある。すなわち、一方では、市民生活が具体的な場である下部の方から具体的な仕方で統治されるように組織化されねばならないと同時に、他方では、この統治の一般的な職務が抽象的な諸部門に分割されて、これら諸部門が別々の中心点としてのそれぞれ独自の諸官庁によって取り扱われながらも、最高の統治権において再び具体的に一望のうちに眺められるように組織化されねばならないのである。

#### 第144節 [公務員の任命]

諸官庁や国家公務員といった職務への任命にあたっての客観的なものは、彼らの能力の証明である。この証明が、任命の唯一の条件として各市民に普遍的階層に身を捧げる可能性を保証する。こうした職務に就く諸個人はみずからの精神的かつ特殊的な生存の主要関心を、国家の奉仕に献身するという関係のなかへ置く。そして諸個人が踏み入る官庁は、普遍的な職務のうちの、憲法によって権限の与えられた特殊な部署である。同時に、これら職務に就く諸個人の職務義務としての特殊性を考慮すると、彼らは任命の主観的側面にしがたって君主権に権限がある地位から遠のけられうるのは恣意によってではなく、形式的な判断による以外考えられないのである。

## 第145節 [公務員の責任]

公務員の責任はまず、本質的に利害を有するはずである上級諸官庁に対して、公務員によって代表される統治の権威を主張するに向かう。そして、その公務員の同僚はその内部で特殊な位置にある。もう一つの保証は、この領域の外部にあるにちがいない。それは、一面では議会にあり、他面ではまず官庁の有機体のうちに、そして市民生活の特殊諸領域の権限のうちにある。こうすることによって、市民が直接関わる政府構成員の権力は、まず第1に監督、審議そして形式的な決定に制限される。そして公務員は、ほんとうの国家公務員であるよう、すなわち君主の公務員であるとともに市民の公務員であるよう強制される。そのような関係によって国家の最大の悪の一つ、すなわち公務員の立場からの離反 [公務員の立場から離れ、それに反していること] が防止される。公務員は、国民の知性と教養ある法的な意識とが属する中間身分 (Mittelstand) の主要部分をなしている。また先のような関係によって、中間身分がみずからの技能と教養、並びに職務権限により、恣意と市民の抑圧のために形成する関係が防止されるのである。

## γ. 立法権

### 第146節 [憲法・国制と立法権によるその形成・発展]

立法権が国家の普遍的なものに関わるのは、一面では本来の法律として、他面ではまったく普遍的な国内の統治要件としてであり、また他の一面では、絶対的にある憲法・国制を基礎にして、法律が次々と作成されていく中で、しかも普遍的な統治要件そのものの前進的な性格において一層発展せられるのである。諸制度の同程度の発展を伴わない精神の発展は、したがって前者と後者は矛盾しているのであるが、たんに不満の源泉になるだけでなく、革命の源泉にもなるのである。

### 第147節 [立法権における議会的要素]

立法権は国家権力の本質的な一部である。そして立法権についての最も悪い見方の一つは、立法権を統治・政府と本質的に対立したものとみる見方である。立法権はしかしながら、必然的に枢密院や内閣に関わる諸官庁、また統治・政府委員会に委ねられるものではない。立法権における主要契機は議会的なものなのである。議会とともに、普遍的意志として、また理性的なものとして制定されるものはたんに偶然的で即自的であるのではなくて、対自的に——普遍的な市民性の積極的な関心と自覚的な信頼をもって——、そして必然的に存在するであろう。

### 第148節 [議会における国民の代表]

議会はその概念において、一面では絶対的に理性的なものとしての普遍的意志の契機を含んでいる。この契機からみると議会に対立したものと規定される統治・政府は、支配権の、つまり偶然性と恣意の抽象的な個性である。他の側面からみると、議会においては国民が大衆としての抽象物において、秩序づけられた国家統治とは区別されて現われる。大衆がその被規定性においてみられる限り、大衆は多数の個々の特殊的な社会階層であり、その利益は議会に義務づけられている。これに対して、政府・統治は国家の普遍的なものとして規定されている。立法権の組織

においては次の二重の保証が同等に必然的である。一つには、この大衆の現われと特殊的な利益の主張は国家に対する暴力ではないということ、並びにもう一つには、国家は政府・統治として立法の諸機能を独占し、そして支配権になるということである。

#### 第149節 「議会における国家諸機関の呈示」

この保証は一般的に、立法権の概念においては、立法権の諸行為に要求される次のような点にある。

1. 諸法律の形式的な提案・発議と他の諸契機の決定の証明が帰着する国家権力の普遍的個性としての君主的原理、
2. 審議し、そして国家管理のあらゆる部局についての、また国家管理の必要としているものについての知識と見通しを持ち、競争するものとしての内閣と枢密院、そして
3. 特殊性および個別性の立場と利益を守るが、しかしながら議会の選挙人の仲間たちはいかなる指図をも受けていず、そして同時に普遍的な利益が義務づけられているところの議会そのもの。

#### 第150節 「議会の議員」

議会の議員の諸特性のための保証は、一面では国家資産と統治権の好意からも営利事業からも独立した資産から生じる特性へ区別される。その点に市民秩序の法律性と維持の関心は結びつけられている。その保証は他面では、現実の職務遂行や管理職や他の官職によって取得された、また実績によって実証された国家と市民生活とのもろもろの利益と機構についての正当性、技能および知識の特性へ区別される。さらにその保証は、育成され、その真価の認められた管理者的感受性と国家的感受性のうちにあるのである。

#### 第151節 「二院制」

議会の二院への区分に対して次のようにいわれる、

1. 裁判所や政府諸官庁の場合のように、二つの審議機関によって決議が成熟していくこと——しかも最重要事について、すなわち普遍的な国家要件について、——が一層保証され、またその場その場の雰囲気の偶然性や多数決による決定に伴いがちな偶然性が遠ざけられるということ、
2. しかしながら特に、重要な要件についての見解で相違する場合、二院制によって議会が政府とじかに対立するということが一層少なくなるということ、またそこでは民主主義的原理が優勢であるに違いない一方の院〔と政府との〕間に媒介する要素——民主主義的原理がみずからの意見をもってこの媒介する要素へと踏み込む場合、この媒介する要素はその重みを一層減らす——があるということ、さらにこの媒介する要素は最高の国家権力と対立しないようにみえるということ、こういったことである。

#### 第152節 「貴族院」

二院の相違は、数からみでの単なる区分ではなくて、市民社会の諸社会階層の中にある特定の違いになり、また諸社会階層の成員の、つまりまずもって安定した所有を保証するもろもろの特



性における特定の違いになる。この場合の安定した所有というのは、国家資産からも商工業からも独立しており、また商工業のなかにある占有の不安定や、他人の窮乏と欲望から利益を得ようとする利得欲から自由になっているということである。——こうした安定した所有というのは土地資産である。この土地資産はまさに先のようなことによって全体の、つまり家族の資産であるが、この資産が重要な契機になることによって次のことが明らかになる。すなわち、先述のような自立した方法で〔国家資産、商工業等から独立していること〕普遍的階層に属し、そして家族を国家の中の自然的実体的要素とみなす市民階級が存在するという、ないしは家族が国家の中にあるということである。そうして、市民社会の第1階層、つまり農地所有者はそのような方法で政治的意義と規定をえる。このような者は世襲貴族と呼ばれうる。彼はいかなる特権も封建的権利も享受するのではなく、かえってみずからの立場によって他の市民権や家族権を無して済まされなければならない。それは次のようなことによってである。すなわち、政治的特性の行使のための能力があるとして証明しなければならない彼の政治的長所が家族に由来するものへと制限され、そして彼にはそれ以外の商工業や商行為が法的に禁止され、また農地のある特定の部分に関する正当な自由処分ですら法的に禁止されなければならないだろうということである。

#### 第153節〔代議院〕

第二院は、総じて市民社会の第2階層を、しかも、資産の条件なしに、ただ何がしかの期待された公的職務や他の職務の条件なしに、しかし権力なしで選出されるところの代議士の内を含んでいる。しかし代議士は原子論的に解体した仲間によってではなく、その様々な仲間の分節化において選挙権から、どのような資産によっても彼はそうである現実のいかなる市民も除外しない市民性によって選出される。こうして代議士を選挙する権利、そしてこの政治的な行為は選挙するためのたんに個別的で一時的なものではなく、また個別なものそのものではなくて、本質的に共同的なもの、および他のとにかく憲法を成り立たしめる仲間を保護する。彼らはこうして政治的連関において国家へ入り込む。代議士の選挙とそれによる議会の存在は憲法上の保証を有する。その上、議会は次のようにして全体の憲法・国制と連関している。すなわち、選挙人の自由な心指しも代議士の自由で国法的な心指しもまったく可能であるというようにである。この場合、個々人の権利は司法活動と陪審裁判所の公開によって、また特殊な諸地方自治団体の権利と特殊な諸利益は市民当局並びに自治の自由な設立・組織化によって保証されている。

#### 第154節〔政治的陶冶手段としての議会の公開〕

議会を考慮していうと、議会の会議は公開でなければならないということがなお注目される。公開することによって、一面では議会の行為が個々人の意識にとって普遍的な事柄になり、より一層強力になり、他面では、議会とその議員は世論によって監視され、みずからについて重要な判断がなされる。特に、公開によって世論自身は国家の現実の要件や事態への洞察だけでなく、国家要件について並びに大臣や政府諸官庁や議会の議員自身の人格的なものについての理性的概念と正当な判断へ到達するのである。もっぱらこうして、議会の公開はそれ自体で議会内部での議員の慢心に対抗するまさに手段であると同時に、国民のためのまさに陶冶手段であり、しかも

最大の陶冶手段の一つなのである。

### 第155節 [言論・出版の自由]

議会とその公開の存立、並びに十全な憲法・国制と直接連関して、国家諸要件についての言論・出版の自由の——一般的な野次馬 (Publikum) から離れて、他の諸個人と公的に任意に語り合うことの——可能性と実効性そして国家要件へのすべての人々の直接的な参加の可能性ということがある。一面ではあの前提のもとでのみ言論・出版の自由の違反者に対する規則どおりの司法活動があり、他面では国家要件についての認識があるが故に、世論は真の方向性としっかりした基礎を有する。また、まさにそこから悪い判断と公的な毀損の非重要性、およびそれゆえ政府並びに公人たちの世論に対する無関心が生じうるのである。

### 第156節 [議会における野党の必要性]

議会はみずからの内部に野党を擁してはじめて、つまり普遍的なものの利益が同時に議会の内部で、そして議会を基礎にして内閣の役割をめぐる功名心のうちに、特殊性の利益になってはじめて、現実機能しているとみなされうる。国家において徳は利益の特殊性を道徳的に捨象することではなくて、むしろこの特殊性が議会の、あるいは国家の普遍的利益へ身を横たえるということである。

### 第157節 [議会の課題]

議会の職務に属するのは、——法的公共政策的領域に関する立法へのおよび市民生活の特殊的な諸領域に関わる法・権利や実効方法の規定への協同以外に——統治権を考慮すると、次のことがある。すなわち、公務員や行政諸官庁の処置についての個々人の苦情・不平の受入れと調査、大臣の起訴、および特に税の毎年の承認などである。この税の承認を通じて、議会は統治要件一般についての間接的管理を得るのであるが、それはまさに統治諸行為そのものが議会の使命に屈服させられたということではない。そして君主権を考慮しては次のことがある。すなわち、王位継承の守護ということ、とりわけ統治している王家の絶家と新しい王家の始まりの時にである。

### 第158節 [公的教育制度と国家目的としての芸術、宗教および学問の振興]

国家の全く普遍的な要件は、一面では国家目的へ向けて諸個人を公的に形成し陶冶することであり、他面では絶対的に、国家と自然の絶対的な本質についての直観、感情、表象および知である芸術、宗教、学問に他ならない。これらは精神の最高の充足であって、この充足の中で精神は国家および個々人の生命と行為を、並びに歴史と自然を現実における絶対者の反映として認識し、ある国民においてその国民の明確な使命、領域、立場が捧げられるに違いない見解と職務として認識するのである。

## II

第1回講義録は全体で170パラグラフあり、そのうち<Ⅲ. Sittlichkeit>がほぼ6割の101パラグラフ有している。そして、この101パラグラフのうち<1) Die Familie> (家族) が15パラグラフ、<2) Die bürgerliche Gesellschaft> (市民社会) が32パラグラフ、<3) Der Staat> (国

家)が48パラグラフ占めている。要するに<3> Der Staat>が<Ⅲ. Sittlichkeit>の5割近くを占めているのである。さらに、この<3> Der Staat>は、<a. Das innere Staatsrecht>、<b. Das äußere Staatsrecht>、<c. Die Weltgeschichte>と三区区分されるが、第1区分つまり「国内法」の個所に31パラグラフと全体の7割近くが割り当てられており、残りの二区分ではそれぞれ4パラグラフ、6パラグラフ有するにすぎない。

このように<Ⅲ. Sittlichkeit>中の<3> Der Staat>の<a. Das innere Staatsrecht> (国内法)部分が量的(パラグラフ数)に最も多くを占めている。この量的に最も比重が高い個所の「主文」を先のIで全訳したのであるが、以下ではこの全訳を参照しながら、ヘーゲルの国家・政治体制論の特徴についてみておきたいと思う。

第1は、国家の理念・本質についての考えである。この点については、第127節と第130節において説明されている。第127節においては、国家は「現実的な生命性」を有した「倫理的総体性」であって、そこでは「普遍的で自由な意志が必然的に現われる」(S.148)といわれる。すなわち、国家は「自由の有機体」に他ならず、国民の自由の実現態だとされる。国民がみずからの自由を国家において実現するといってもよい。ヘーゲルによって最も重視される自由の実現は、国家において他には考えられないのである。したがって、国家の最も基本をなす憲法・国制(Verfassung)は国民の自由の実現を核とし、その本質的表現である「国民の理性性」(S.148)を意味し、また保証しているのである。

こうした同じ意味合いの事柄を第130節において、ヘーゲルは国家における「自由の内的必然性」(S.150)の現われ、あるいは実現と叙述したのである。このような国家の理念・本質を国民の自由の実現との密接な内的連関で説明したヘーゲルの叙述は、本稿で翻訳した最初のパラグラフの3つ前のパラグラフ(この個所も<3. Der Staat>に含まれている)、すなわち第124節の「注解」において次のように端的に分かりやすく述べられているので紹介しておきたい。ヘーゲルはいう——「国家は普遍的な意志であり、現実的で普遍的な自己意識である。……国家の普遍的本質は普遍性と現実性における自由である」(S.146)。みられるように、国家の本質は「自由」が普遍性と現実性の状況にある場合と端的に述べられている。この場合の普遍性と現実性にある「自由」とは、先にみた「自由の有機体」、「国民の理性性」(第127節)が必然的に現われること、つまり国民の自由が実現することを意味するに他ならないのである。

第2は、国家権力と理想的な統治形態についての考えである。国家権力についての考えとは独特の三権分立論のことであり、理想的な統治形態とは「立憲君主制」のことである。まず、三権分立の国家権力とはいかなる権能と役割とを有した、どのような権力(Gewalt)が考えられているだろうか。ここ第1回講義録においても、周知の『要綱』におけると同様に、国家権力は立法権(die gesetzgebende Gewalt)、統治権(die Regierungsgewalt)、君主権(die fürstliche Gewalt)の三つに区分される。

三権力とは、「特殊なものを普遍的意志のもとへ包摂する」権力としての統治権(S.151)、および「最終的な決定と命令」としての「個体的意志」=君主権(S.151)、そして立法権(S.151)

である。これら三権力のうち立法権についての考えにおいて、『要綱』における場合とでは差異がみられるので、この点に少し立ち入って言及しておきたい。

第1回講義録——「一面では憲法・国制 (Verfassung) および憲法・国制という法律としての、他面では本来の意味における法律としての普遍的で理性的な意志、——憲法・国制そのものと立法権」(S.151.第131節)。

『要綱』——「普遍的なものを規定し確定する権力、——立法権」(*Grundlinien*, S.435.藤野ほか訳、520頁、第273節)。

差異というのは、この定義からも分かるように、「憲法・国制」と「立法権」との関係把握についてなのである。この点について、『要綱』の第273節では直接説明されていない。しかし、立法権について具体的に論じられる第298節でヘーゲルは次のように述べている——「立法権が関わるのは、次々とさらに進んで規定される必要があるかぎりでの法律そのものと、内容上まったく普遍的な国内的諸要件とである。この権力はそれ自身、憲法・国制の一部分であり、これを前提としている。そのかぎり憲法・国制は、元来、立法権によってじかに規定されるものの圏外にある——」(*Grundlinien*, S.465.藤野ほか訳、553頁)。

みられるように、立法権と憲法・国制 (Verfassung) との関係規定に関して、『要綱』において立法権は「憲法・国制の一部分」とされている。言い換えれば、「憲法・国制は、元来、立法権がそれを基礎として立つところの、堅固な、一般的に認められている基盤でなければならない」(*Grundlinien*, S.465.藤野ほか訳、554頁、第298節「追加」とされており、要するに憲法・国制の方が立法権を包摂する上位概念に他ならないのである。

こうした『要綱』における位置づけと異なって第1回講義録において立法権は、「憲法・国制そのものと立法権」といわれるように、憲法・国制とはほぼ並列して、高く位置づけられているのである。それほど高く位置づけられた立法権 (憲法を頂点とした諸法律) によって規定され (制限され) た君主制、すなわち「立憲君主制」がヘーゲルの考える理想的な統治形態 (国制) に他ならない。

この立憲君主制についてヘーゲルは、第1回講義録においてこう述べている——「市民社会にまで——総じて、自由な自我がみずからの現存在において、つまりみずからの欲求、自由意志、および良心においてみずからの無限性の意識にまで——自己を展開した国民においては、立憲君主制だけが可能なのである」(S.160f.第137節)。こうして立憲君主制においては、三権力が個々バラバラになっているのではなく、また「最終的な決定と命令」としての君主権に権力が集中するのではなく、三つがバランスをとりつつ関連し合っているとされる。

第3は、第2においても若干説明したことであるが、「憲法・国制」と「立法権」とが同等に位置づけられる考えについてである。しかも両者ともきわめて高い位置づけにある。例えば、第1回講義録において「憲法・国制」の位置づけについて次のように述べられている——「国家という倫理的総体性は、普遍的で自由な意志が必然的に現われるというように、現実的な生命性を有している。だが、それは国家が有機的な全体的なものであるかぎりにおいてである。自由の有機

体、すなわち国民の理性性が憲法・国制である」(S.148.第127節)。自由が実現し、国民の理性性が現出する国家そのものが憲法・国制ということである。このように高く評価される憲法・国制と立法権とが、第1回講義録では並列されているのである

このように、第1回講義録では国家権力の代表として立法権が位置づけられているともいえる。とすると、「最終的な決定と命令」としての君主権との位置づけ・関係で矛盾してくる。しかしながら、第1回講義録の君主権をより詳細に規定した個所において、ヘーゲルは述べている——「君主権はみずから次の三つの契機を含んでいる：……憲法・国制および法律の普遍性、そして審議一般、さらに最終決定というものである」(S.161.第138節)。

みられるように、君主権も「最終決定」という点だけでなく、「憲法・国制の普遍性」という契機・要素も含んでいるとされるのであるから、先のような立法権の方が君主権より上位というようなストレートな確認は当然できないであろう。一方、『要綱』においては、「最終意志決定としての主体性の権力」＝「君主権」が、「全体——すなわち立憲君主制——の頂点であり起点である」(*Grundlinien*, S.435.藤野ほか訳、520頁、第273節)とされ、君主権が立法権をも包摂し、立法権の上位に位置づけられる。こうした『要綱』における君主権と立法権の関係把握に比べて、第1回講義録では両者の関係はもっと接近している——立法権の位置づけが高い——と理解できる。

第4は、第1回講義録における立法権の高い位置づけの具体的内容についてである。その点を以下では、(1) <立法権—君主権>関係、(2) <立法権—統治権>関係、(3) 立法権そのものの権能——特に議会——についてのヘーゲルの考えについてみておきたい。

(1) <立法権—君主権>関係：ヘーゲルは述べている——「君主権の責任が大臣に帰せられることによって、どんな責任もまったく個人的になることはないし、そして君主の何か個人的な側近からや宮廷・廷臣また特定の摂政の行為から生じることもありえない。君主のすべての決定は当該の大臣によって署名されねばならない」(S.165.第140節)。君主の決定のさい大臣の署名が必要(「副署権」)との主張は、「最終的な決定と命令」(第131節)権限を有するとされる君主権とは矛盾するように思われる。しかし先のヘーゲルの説明は、矛盾というよりも大臣が絶対的な権限を有していると思われる君主にさえ完全には従属していないことをあらわしていると理解する方が妥当である。というのも、大臣にとって対君主ばかりでなく対議会(立法権)のあり方が重要だとされているからである。ヘーゲルはいう——国内外政策の決定と実行に深くかかわる諸大臣から成る「内閣は議会において多数派を形成しなければならず、もし内閣が少数派しか有していないならば、「その内閣は他の内閣と交代しなければならず」(S.187.第156節「注解」)。

(2) <立法権—統治権>関係：統治権のいわば代理者として普遍的な国家利益を追求し、政策を日々執行するのが公務員(上級、下級にかかわらず)である。この公務員の「任命の唯一の条件」は出生などでは決してなく、「彼らの能力の証明」(S.170.第144節)以外にない。そして、こうした公務員の「任命は君主権に帰せられる」(S.171.第144節「注解」)とされる。問題は、普遍的な国家利益の追求にもっぱら関わる義務と責任を有する公務員が職務に違反したり、権力の濫用

を行なったりしない保障——「公務員の立場からの離反〔公務員の立場から離れ、それに反していること〕(Entfernung und Entfremdung des Beamtenstands)」(S.172.第145節)を防ぐ保障——がどこにあるかということである。「主要な保障は公務員の権利・義務の規定〔使命〕のうち直接あらねばならない」(S.172.第145節「注解」)のはいうまでもない。そしてヘーゲルはこの保障の体制を、「官庁の有機体」(S.171.第145節)つまり上級・下級の公務員システムの有機的全体のあり方にまず求めている。しかし特に注目したいのは、これと並んでヘーゲルは立法権の中核をなす「議会」に公務員に対するチェック・監視権限を与えている点なのである(vgl.S.172.第145節「注解」参照)。

(3) 立法権そのものの権能：まず、総論的な説明として立法権が国家権力の本質的な一部とされ、高く評価されている次のヘーゲルの叙述に注目したい——「立法権は国家権力の本質的な一部である。そして立法権についての最も悪い見方の一つは、立法権を統治・政府と本質的に対立したものとみる見方である。立法権はしかしながら、必然的に枢密院や内閣に関わる諸官庁、また統治・政府委員会に委ねられるものではない。立法権における主要契機は議会的なものなのである。議会とともに、普遍的意志として、また理性的なものとして制定されるものはたんに偶然的で即自的であるのではなくて、対自的に——普遍的な市民性の積極的な関心と自覚的な信頼をもって——、そして必然的に存在するであろう」(S.174.第147節)。

第5は、立法権の中核をなす「議会」のあり方の特徴に関する指摘や、議会の具体的権能に関して高く評価するヘーゲルの考えについてである。それは次の諸点にみられる。

(1) 二院制議会における「代議院」の重視について——議会は二院制(貴族院と代議院)が採用される。大土地所有者や貴族により構成される貴族院(die Adelskammer)よりは、代議院(die Deputiertenkammer)が重視される。代議院の拠って立つ原理は、「民主主義的原理」だといわれる。こうした原理の優勢な議会と政府との対立関係が、普遍的な国家要件を審議する場合の基本関係として確認される。但し、対立関係において審議することは重要であるが、この対立関係だけで終始しては決議がなされない。そこで、決議をいっそう成熟させるためのもの、すなわち民主主義的原理の優勢な代議院と政府との間の「媒介する要素」として、貴族院が考えられている。政府と議会との関係において、二院制議会内で基軸をなす議院はどこまでも代議院であり、他方の貴族院は政府と議会(代議院)との媒介要素だということである。以上のことについて、ヘーゲルは次のように述べている——「民主主義的原理が優勢であるに違いない一方の院〔と政府との〕間に媒介する要素……があるということ、さらにこの媒介する要素は最高の国家権力と対立しないようにみえる」(S.180.第151節)。

(2) 議員の「選挙」に対する肯定的評価について——議会において、一方の貴族院よりは重視されるもう一方の代議院を構成する議員はまさに代議士であって、市民社会の第2階層(商工業階層)の選挙を通して選出されるのである。こうした選挙の有する意義についてヘーゲルはいう——「代議士を選挙する権利、そしてこの政治的な行為は選挙するためのたんに個別的一時的なものではなく、また個別なものそのものではなくて、本質的に共同的なもの、および他

のとにかく憲法を成り立たしめる仲間を保護する。彼らはこうして政治的連関において国家へ入り込む。代議士の選挙とそれによる議会の存在は憲法上の保証を有する」(S.183.第153節)。

(3) 議会(における討論)の「公開」の重要性について——議会在公開されることによって、議会と議会の議員は世論によって監視されみずからについての重要な判断をもつようになり、世論(国民)の方は国家の現実の要件と状態および大臣や議員の個人的な才能などについて理性的な理解と正当な判断をえるようになる。こうして、「議会の公開はそれ自体で議会内部での議員の慢心に対抗するまさに手段であると同時に、国民のためのまさに陶冶手段(Bildungsmittel)であり、しかも最大の陶冶手段の一つなのである」(S.184.第154節)。

(4) 「言論・出版の自由」の必要性について——ヘーゲルは「言論・出版の自由」(die Pressefreiheit)を基本的に国家諸要件との関わりで考え、その重要性を次のように強調する——「議会とその公開の存立、並びに十全な憲法・国制と直接連関して、国家諸要件についての言論・出版の自由の……可能性と実効性そして国家要件へのすべての人々の直接的な参加の可能性ということがある」(S.185.第155節)。

(5) 議会における「与野党の対立」の必要性について——もし議会在一致して政府・統治に反対すると、政府は壊れるか自己解体するに違いない。こうしたことは国家の破壊に帰着するのであるから、政府・統治は権力として議会在解散させるに違いない。逆の場合、つまり議会在一致して政府・統治に賛成する場合も、議会在まだ議会在の使命や目標に到達していない(vgl.S.187.第156節「注解」参照)。こう確認しつつヘーゲルは、したがって議会在の内部に健全な対立者・野党(eine Opposition)が存在し、内閣・政府側の与党(基本的に多数派を形成)との議論を通して進行する必要を強調して述べる。「議会在みずからの内部に野党を擁してはじめて、……現実に機能しているとみなされうる」(S.186.第156節)。内閣・政府(側の与党)が少数派なら、その内閣は他の内閣と交代しなければならないとの重要な確認もヘーゲルは当然行なっている(vgl.S.187.第156節「注解」参照)。

以上みてきたように、第1回講義録における三つの国家権力間で立法権・議会在の独自性が際立っており、その比重が相対的に高く、重くされていることから、この講義録を編集したK.-H.イルティンクは「第1回講義は立憲つまり議会在君主制の、したがってヨーロッパ大陸における最初の近代的な憲法・国制の理論的基礎づけを実証している」と評価したのである。そしてイルティンクはこの時期のヘーゲルを、「南ドイツ初期立憲主義の最も傑出した理論家」と特徴づけた。またL.ジープもこの講義録におけるヘーゲルの権力分立論は、諸権力の重要さを均等に分与し、諸権力相互の依存性を制度的により強く保証する限りで、「古典的権力分立論」に近いと結論づける。こうしてイルティンク、ジープ、両者による第1回講義録についての評価は適確なものといえるであろう。

### III

イルティンクやジープによる先のような評価・特徴づけを承認し、それを前提にした上でなお

次のことを検討しておかねばならない。それは、ヘーゲルにおける国家権力の三分といても、司法権が統治権に含まれていることをはじめとして、ヨーロッパ近代に確立された三権分立とは異なる点が多いという点なのである。その観点からして最大の問題は君主権が設定され、その君主権が絶大な権力を有しているとされている点である。特にヘーゲルの『要綱』においては君主権の位置づけが高く、その権限の強大さは際立っている。この君主権の位置づけをはじめ、先に第1回講義録における特徴として確認した事項に関する、第1回講義録と『要綱』とにおける叙述上の相違について以下で確認することにした。

まず、『要綱』において「最終意志決定としての主体性の権力」と端的に定義される君主権は、さらに詳細に次のように説明される——「君主権自身が総体性の三つの契機を己れのうちに含んでいる。すなわち憲法および法律の**普遍性**と、**特殊なもの**を普遍的なものへ関連させることとしての審議と、**自己規定**としての最終決定の契機とがそれである。そしてこの最後のものへ他のすべては立ち返り、それを己れの現実性の起点とする。この絶対的な自己規定のはたらきこそ、君主権そのものの他の権力から区別する原理である」(Grundlinien, S.441. 藤野ほか訳、526-527頁、第275節)。みられるように、「憲法および法律」に関わる立法権も、「審議」に関わる統治権をも包括するところに「最終意志決定」としての君主権の意義があるとされる。こうした君主権についての理解に対して、第1回講義録では、先に確認したように、君主の決定にさいし大臣の「副署権」の必要性が主張され、また諸大臣により構成される内閣は議会の多数派形成如何に依存することが指摘されていた。要するに、第1回講義録では『要綱』と比べて、統治権や特に立法権の位置づけが高く、その相対的な独自性が強調されていたのである。

同様のことが<立法権—統治権>関係、立法権そのものの権能や議会のあり方においてもみられるのである。<立法権—統治権>関係では、統治権の執行者としての公務員の任命権は君主権にある(第1回講義録、『要綱』ともに)のであるが、公務員の権力濫用等に関するチェック・監視権限が第1回講義録では議会に付与されていた。これに対して、『要綱』においては、「諸官庁および公務員の位階制と責任制」(S.463. 藤野ほか訳、551頁、第295節)に主に求められ、議会の権限が弱められているように思える。

また立法権そのものの権能や議会のあり方に関しては、次の点が指摘しうる。すなわち、「立法権が国家権力の本質的な一部」とされ、その「立法権の主要契機は**議会的なもの**なのである」(S.174)との理解に対して、『要綱』では先に確認したように、立法権・議会は「最終意志決定」権力としての君主権に強く絡め取られて、その独自の意義はきわめて希薄にされている。また『要綱』では、議会のありかたやその具体的権能に関して次のような特徴が示される。(1) 二院制議会における「民主主義的原理」の優勢な代議院〔下院〕の重視——したがって政府と議会との対立を媒介する要素は貴族院〔上院〕にある——(第1回講義録、S.180. 第151節)に対して、『要綱』では「媒介する要素が第2社会階層〔商工業階層〕にもある場合には、この階層の見解が一段と非党派的な現われ方をする」(Grundlinien, S.481. 藤野ほか訳、571頁、第313節)とされ、議会内での軸足は上院〔貴族院〕へ移され、下院〔代議院〕は逆に「媒介する要素」へと貶



められる。そして(2)「選挙」について、「選挙するということはそもそもなにか余計なことであるか、それとも私見と恣意との取るに足りない遊びに帰着する」(*Grundlinien*, S.480.藤野ほか訳、570頁、第311節)とされ、(3)議会(における討論)の「公開」の重要性については第1回講義録におけると同様に、「最大の陶冶手段の一つ」(*Grundlinien*, S.482.藤野ほか訳、572頁、第315節)と確認されながら、本来「議会とその公開の存立」(S.185.第155節)と直接連関しつつ国家諸要件に関する「言論・出版の自由」としてその有する重要性(4)が強調されねばならないのかかわらず、その自由が「自分の欲することを語りかつ書く自由」と一般化されて、「無限に多種多様なかたちでのべられる私見の、きわめて束の間の、きわめて特殊的な、きわめて偶然的な面」(*Grundlinien*, S.487.576-577頁、第319節「注解」)を有していると特徴づけられ、矮小化される。また(5)の議会の本質的契機・要素とされる「与野党の対立」(vgl.S.186.第156節)は『要綱』では論じられていない。

このようにみえてくると、1817/18年段階の第1回講義録においては、1820年『要綱』における場合と比べて、三つの国家権力間で立法権・議会の独自性がきわだっており、その比重が相対的に高く・重くされているといえる。ここからK.-H.イルティングやL.ジープの先の特徴づけの妥当性を再度確認することができるであろう。

では問題は、ハイデルベルク大学において第1回講義の行なわれた1817/18年(冬学期)から『要綱』が刊行された1820年秋までのわずか2年半余りの期間に、ヘーゲルの考えにこれほど大きな変化をもたらした原因は何かということである。

#### IV

ヘーゲルの思想に変化をおこさせた基本的要因は、当時のドイツの社会的政治的現実の変化であったと思われる。変化したヘーゲルの思想は、そうした現実の認識と現実への関わり方の特徴をあらわしたものである。当時の現実を特徴づける核心は、1819年9月20日に連邦議会で採択された「カールスバート決議」(大学法、出版法、審問法を含む)に他ならない。

この決議は、いわゆる自由主義弾圧を目的としたものである。加藤尚武氏ほか編集の『ヘーゲル事典』(弘文堂)による詳しい記述によると、次の四項目をその内容にしている。(1)君主制維持のための措置、(2)大学および教授を監督するための措置、(3)特別な検閲規定をもつ出版条令の布告、(4)いわゆるデマゴグに対する中央の措置およびマインツ最高査問委員会の設置。

これら四項目のうち、ヘーゲルの『要綱』の刊行に直接関わるのは、(3)項目の「検閲規定をもつ出版条令」である。

確かに書物の刊行に直接関わるのは検閲問題である。しかしながらカールスバートの決議は、先にも述べたが自由主義弾圧を強く深く意図している。したがって、(3)項目の出版に関する検閲問題も厳しい政治的背景から理解することが必要だと思われる。となると、(2)および(4)項目に関する事態把握もきわめて重要である。以下で、ヘーゲルの周辺において生じたこれらに

関する状況の一端をまず年表ふうに見ておきたい。主な参考資料としては、ヘーゲルに関してこれまで明らかになっている国内外の伝記のほとんどすべてといてよいほどの膨大なデータをまとめ、きわめて詳細な年譜として整理されている奥谷浩一「ヘーゲル詳細年譜」（加藤尚武ほか編『ヘーゲル事典』弘文堂）を用い、他に若干の研究書で補充することにする。

## 1819年

- 3月23日 イェナ大学学生でブルシェンシャフト員K.L.ザント、ロシア公使館顧問（ドイツにおけるロシア皇帝の密偵）の作家、コツェブーをマンハイムにて暗殺。
- 26日 ヘーゲル、ニートハンマー宛ての手紙を書き、初めて『法・権利の哲学要綱』の刊行を予告。ヒンリッヒス（ハイデルベルク大学時代のヘーゲルの教え子）、ハイデルベルクから手紙を書き、コツェブー暗殺のニュースをヘーゲルに報告。
- 4月8日 イェナのブルシェンシャフト員G. アスヴェルス（父がイェナ時代のヘーゲルの弁護士、ベルリンのヘーゲル家に入入り）、イェナ時代の決闘を理由に逮捕・有罪判決。彼の保釈のためにヘーゲル奔走。
- 5月2日 ベルリン郊外にて開催されたブルシェンシャフトの祭りに、ヘーゲル（シュライエルマッヒャー、デ・ヴェッテとともに）参加。
- 7月8日 カローヴェの後任の補習教師として採用されたフォン・ヘニング、義母からの手紙内容を怪しまれ警察に逮捕（10週間投獄）。
- 14日 新体育運動の唱導者ヤーンとともにベルリンのブルシェンシャフトの指導者ウルリヒ（ヘーゲルとも交流）逮捕。
- 15日 アスヴェルス、デマゴグ容疑で再逮捕され（訴訟は以後7年間続く）、ヘーゲル、フォン・ヘニング、フェルスターらとの交際を自白。
- 8月6日 メッテルニヒ、この日から30日まで、主要10ヶ国の政府代表者をカールスバートに招集し、大学法・出版法・審問法を含むカールスバート決議を確認。
- 9月20日 フランクフルトの連邦議会でカールスバート決議が採択され、連邦決議として発効。
- 末 ザントの母親に同情的な手紙を送ったベルリン大学神学教授デ・ヴェッテ、国王により解任。
- 10月30日 ヘーゲル、クロイツァー宛、検閲令が施行されたのでまもなく『法・権利の哲学要綱』の原稿を印刷に回すことができるとの書簡送付。
- 11月 以前に「コツェブーの殺害について」という論文を発表したヘーゲルの弟子・カローヴェに対する捜査開始。
- 初め 教授を解任されたデ・ヴェッテに対し、同僚たち一年間の給与を保証しようとして秘密裏に募金、ヘーゲルも25ターレル拠出。

13日 昼食の席で、デ・ヴェッテに対する政府の解任措置をヘーゲルは是認する発言、シュライエルマッヒャーと激しく口論。

12月 警察当局の嫌疑、シュライエルマッヒャーとヘーゲルにも及び、アルテンシュタインがこれを晴らす努力。

#### 1820年

5月5日 コツェブー事件のザント処刑。

6月7日 ヘーゲルによる500ターレルの保釈金で、アスヴェルス釈放。

6月25日 『法・権利の哲学要綱』〈序文〉(Vorrede)完成。

10月10日 アルテンシュタインに『法・権利の哲学要綱』献呈。

中旬 ハルデンベルクに『法・権利の哲学要綱』献呈。

12月 末 『法・権利の哲学要綱』、ベルリンのニコライ書店より刊行。

この年譜をみて、まず次のことが明らかになる。ヘーゲルが1819年3月26日付の書簡で『法・権利の哲学要綱』(以下、『要綱』と略)の刊行を予告してから、原稿を今から間もなく印刷に回すと書いたクロイツァー宛の書簡(1819年10月30日付)を経て、実際に「序文」を仕上げ(1820年6月25日)刊行を真近かにするまでの時期が、ザントによるゴツェブー暗殺(1819年3月23日)からザント処刑(1820年5月5日)までの期間と奇妙にもほとんど一致しているということである。『要綱』刊行遅延に、当時の政治的状況がいよいよ色濃く影響しているようである。

暗殺から処刑までの、いわゆる「ザント事件」は確かに象徴的な出来事である。注意してみてもおこななくてはならないのは、その周辺状況に関してなのである。ザント事件はブルシェンシャフト員によるテロである。したがって問題は、ブルシェンシャフトのなかにテロ派を抱えていること、このテロ派を除いてもブルシェンシャフトをヘーゲルは支持していること、当局としてはブルシェンシャフト員・支持者・関係者すべてを取締の対象者にするという、等である。

年譜からもその一端が明らかのように、デ・ヴェッテ教授への対処に象徴的にみられるようなヘーゲルの同僚の解任・解職、カローヴェヤフォン・ヘニングらのようなヘーゲルの教え子、弟子の逮捕、またアスヴェルスやウルリヒらヘーゲルの数少なくない友人、知人たちの拘束等、厳しい弾圧がなされる。そして当然ながらヘーゲル自身にさえ当局の嫌疑の眼が向けられることになる。

『要綱』の刊行が予定より1年半近く遅延したことの背景に、こうしたカールスバート決議を頂点にした一連の自由主義弾圧の深刻な影響があったことを誰よりも早く指摘した研究者が、すでに紹介したK.-H.イルティンクに他ならない。彼は『要綱』の刊行が遅延したということをも指摘するだけでなく、この遅延の中でヘーゲルがみずからの思想的立場の転換と著作の内容変更をおこなっているという重大な指摘をしたのである。

イルティンクは述べる——「ヘーゲルがカールスバート決議とそのプロイセンにおける告知の影響下で、1819年5月2日と11月13日の間に政治的に方向転換し、すでに印刷の用意ができた

『法・権利の哲学』を1819年10月と1820年6月の間に改作した。そしてそれが結局、復古政治への非本質的でない順応となったのである。1819年10月とはいうまでもなくプロイセンにおける検閲・出版条令の施行月であり、1820年6月とは『要綱』の「序文」の完成月である。この間にすでに「印刷の用意ができた」内容を改作した。そしてその内容改作は、「自由主義的で進歩的な考え」から「復古政治へ順応」する方向に政治的に転換したとされる。このイルティングの問題提起に関して次の二点が検討されねばならない。第1に、「印刷の用意ができた」の直接・間接の証し立てである。第2は、「復古政治」への政治的立場の転換を内容に即して証明することである。

まず第1の「印刷の用意ができた」に関しては、現物そのものが残存していないのであるから直接的な証明は不可能である。問題は、間接的な状況証拠によって限りなく直接的証拠に近づけるか否かということである。イルティングはまずヘーゲル講義録（法・権利の哲学に関する）に注目するのである。周知のようにヘーゲルは関係の講義を生涯に7回行っている。その講義録が1973年以降、イルティングたちによって精力的に整備・刊行されてきた。

第1回講義（録）（1817/18年冬学期・ハイデルベルク大学）、1983年刊行。

第2回講義（録）（1818/19年冬学期・ベルリン大学）、1973/74年および1983年刊行。

第3回講義（録）（1819/20年冬学期・ベルリン大学）、1973/74年および1983年刊行。

【『要綱』、1820年末にヘーゲル自身の手により刊行】

第4回講義（録）（1821/22年冬学期・ベルリン大学）、未刊行。

第5回講義（録）（1822/23年冬学期・ベルリン大学）、1973/74年刊行。

第6回講義（録）（1824/25年冬学期・ベルリン大学）、1973年74年刊行。

第7回講義（録）（1831年冬学期・ベルリン大学）、1973/74年刊行。

みられるように、『要綱』が1820年末に刊行になるまでに同種類の題名で行なわれた講義はハイデルベルク大学で1回と、ベルリン大学へ転任になってからなされた最初の2回の計3回である。幸いなことに、3回の講義録とも1973/74年および1983年にイルティング、ヘンリッヒそしてヘーゲル・アルヒーフの研究者たちの手によって整備・公刊されている。本稿で主な考察対象にしている第1回講義録については、イルティング編とヘーゲル・アルヒーフ編の二種類が公刊されている。

問題は、三つの講義録を『要綱』との関係でどう評価するのかということである。先にも指摘したが、『要綱』の刊行をはじめて予告したニートハンマー宛の書簡は、第2回目の講義終了翌日に書かれている。となると、常識的にみて、この第2回講義終了前後頃には、たとえ完全には「印刷の用意ができた」状況になかったとしても、著作内容の構想の具体化が相当程度進行していたとみてよいであろう。

したがって検討しなければならないのは、三つの講義録、特に第1回および第2回講義録が『要綱』にどの程度具体的に接近しているのかということである。第3回講義録に関しては、幾名かの研究者がその資料的価値をあまり高く評価していない。それは、この講義録がヘーゲルの

口述筆記部分を含んでいず、また筆記・整理者の学問的实力等にも疑問の点が多いからとされる。それに対して、第1回と第2回講義録は、編者のイルティングおよびヘーゲル・アルヒーフの研究者たちはもちろんのこと、多くのヘーゲル研究者がこぞってその資料的価値を高く評価しているのである。

本稿の冒頭ですでに若干ふれたが、『要綱』は全体（「序文」と「序論」を除く）で360パラグラフ（節）から構成されているのに対して、第1回講義録は170パラグラフ、第2回講義録は142パラグラフから構成されている。そして第3回講義録はパラグラフに区切られていない（区切らずにヘーゲルが講義したのか、講義筆記者がそのようにノートしただけなのか現時点では判別できない）。このような事情を考慮すると、『要綱』刊行のための準備状況との関係では、第3回講義録は当面除外しておいてもよからうと思う。

したがって、『要綱』との関係で必然的に検討対象となるのは第1回講義録と第2回講義録である。講義の行われた時期（年月日）という点では、第2回講義録の方が第1回講義録に比べて『要綱』に近いのはいうまでもない。しかしパラグラフ数という分量からすると、むしろ第1回講義録の方が接近しているのである。特にこの点に注目して、第1回講義録をK.-H.イルティングは『『1820年テキスト [要綱]』の本源形態」と指摘し、またL.ジープは「基礎および建築術」の点で非常に近接していると確認した。要するに、両氏は第1回講義（録）の行われた1817/18年の冬学期の時期に、『要綱』を刊行する準備がおおよそ整っていたとするのである。

1819年10月30日付でヘーゲルはクロイツァー宛に書簡を出し、そこで『要綱』の原稿を印刷に回すことができるようになっていると書いているが、イルティングとジープが指摘したように、その基本原型は書簡日付のさらに一年半近く以前（1817/18年冬学期）にすでにできていたと私も考えている。これが、先に提出された第1の問い（「すでに印刷の用意ができた『法・権利の哲学』を1819年10月から1820年6月までの間に改作した」とのイルティングの問題提起）への答えである。

重要なのは、第1の問いよりはむしろ第2の問い（ヘーゲルは内容を「改作」し、「復古政治」への政治的立場の転換を図ったとのイルティングの指摘）への解答である。しかしながらこの点への一応の答は、本稿におけるⅠ（第1回講義録の「国内法」個所の翻訳）、Ⅱ（第1回講義録の当該個所での特徴）、Ⅲ（第1回講義録と『要綱』との比較）での検討によりだされていると考えている。

第1回講義録で強調されていた重要なポイントを、再度指摘しておけばこうである。国家の本質は国民の自由の実現にあること、この国民の自由実現を保証する国家の基本的機構を三権分立のもとでおさえていること、この三権のうち「最終的な決定と命令」権を有する君主権に最高性をあたえつつも、この最高性を形式的なものと考え、実質的には統治権と立法権を、特に立法権の中の「議会」の意義を重視していたこと、そしてこうした君主権と立法権・立憲的要素とのバランスある結合方法を憲法・国制の理想形態として「立憲君主制」を高く評価していること、等である。さらに、立憲君主制における立憲的契機、特に「立法権」中の議会の具体的機能に対し

ての高くかつ積極的な評価ということ（例えば、議会の議員の選挙、議会における討論の公開、議会における与野党の政策をめぐる議論・対立、言論・出版の自由などの重視）——これらはすべて国民の自由と権利の発展・擁護のためのものとして強調されていた。

これに対して『要綱』において最も強調されていた点は、君主権の位置づけの高さとそ権限の強大さということである。大臣の「副署権」（第1回講義録）が消失してしまっており、君主（権）が文字どおり最終意志決定権を有していた。こうした君主権の権限の際立ちは、それと反比例して立法権の主要契機・要素に他ならない議会の意義を当然ながら小さく、希薄にしていた。例えば、議会の議員選挙の意義づけに対する評価の低さ、言論・出版の自由に対する過小評価、議会における必要な「与野党の対立」という事項の消失などの諸点である。

このように、第1回講義録と『要綱』においてでは、両者においてともに国家統治形態として立憲君主制が主張されるにしても、立憲の側面に力点のおかれたものか（第1回講義録）、君主制に力点のおかれたものか（『要綱』）のきわめて大きな相違があることは明白である。この点に注目してイルティンクは、講義録から『要綱』への過程でヘーゲルが予定の内容を「改作」し、「復古政治」へと政治的立場の転換を図ったとしたのである。

こうしたヘーゲルの考えに大きな変更を来した（本意のものか方策によるものかの立ち入った検討はなお残る）原因は、明らかに1819年9月20日の連邦議会での「カールスバート決議」を起点とした当時の政治的社会的現実の変化であろう。ここで、第1回講義録（1817/18年）→第2回講義録（1818/19年）→第3回講義録（1819/20年）→『要綱』に至るまでのヘーゲルによる「現実」把握の変化について確認しておきたい。

「現実」把握の代表的な表現として、まず『要綱』の「序文」（Vorrede）における次のものがある——「理性的であるものこそ現実的であり、現実的であるものこそ理性的である」。これは、＜理性的＝現実的＞と端的に定式化されて今日まで理解されてきている。ヘーゲルのこの叙述に対する解釈（読み込みも含めて）はいくつかあり、その点の検討も重要であるが省略したい。ここで検討したいのは、この定式化にあたるものが第1回講義録から徐々に変化している点に関してである。まさに政治的社会的現実の変化につれて、ヘーゲルの「現実」把握に関わる表現が変わり、そして＜理性的＝現実的＞の定式化も変えざるをえなくなったと考えられる。

第1回講義録から第3回講義録を経て、そして『要綱』に至るまでに、ヘーゲルの＜理性－現実＞関係把握にいち早く変化をみてとったのは、第1回から第7回講義録（未整備のものもあり）のほとんどを丹念にしかも精力的に整備・刊行したK.-H.イルティンクである。イルティンクは1983年に第1回と第2回の講義録を編集刊行したが、その「編者の序論（Einleitung）——新たな文献事情」において、同年にD.ヘンリッヒによって編集刊行された第3回講義録をも視野に入れて＜理性－現実＞関係に論及している。

イルティンクは三つの講義録を分析し、そしてこれらと“Grundlinien”、つまり『要綱』とを比較してみてヘーゲルの政治的立場に相違があることをみてとる。この政治的立場の相違についてイルティンクはさらに次のような突っ込んだ見方をする——「ヘーゲルは“Grundlinien”に

において、カールスバートの決議以降きびしくなった検閲諸規定を考慮して、政治的立場の転換をはかったのであろう。この事情を理解する重要な典拠の一つとしてイルティンクが強調するのが、第1回講義録→第2回講義録→第3回講義録→『要綱』までの過程にみられる、以下のようなヘーゲルの〈理性－現実〉関係把握の変化なのである。

(1)「総じて憲法・国制はその〔国民精神の〕発展であるから、理性的であるものは必ず生起する。」(Was vernünftig ist, muß geschehen, indem überhaupt die Verfassung seine Entwicklung ist.) (第1回講義録)

(2)「理性的なものだけが生起することができるということを哲学は認識すればするほど、外的な個々の諸現象が理性的なものに、なお一層逆らうようにみえるかもしれない。」(So erkennt die Philosophie, daß nur das Vernünftige geschehen könne, mögen die äusseren, einzelnen Erscheinungen ihm auch noch so sehr zu widerstrebenscheinen.) (第2回講義録)

(3)「理性的であるものは現実的となり、現実的なのは理性的となる。」(Was vernünftig ist, wird wirklich, und das Wirkliche wird vernünftig.) (第3回講義録)

(4)「理性的であるものこそ現実的であり、現実的であるものこそ理性的である。」(Was vernünftig ist, das ist wirklich; und was wirklich ist, das ist vernünftig) (『要綱』)

こうした典拠をイルティンクがあげた後、第1回・第2回・第3回講義録の、とりわけ第1回講義録の典拠文章には次のような思想が含まれているという——「合理的な自然法・権の(理性法・権の)諸原理が社会的で政治的な諸関係の向こうに、無関係に立つのではなくて、歴史的現実の中で承認と有効性へ到達すべくきめられているという思想である」。この点を原則的に確認してからイルティンクはこう続ける——「それ故にヘーゲルは憲法・国制を、——たんに理性的なものの諸原理にだけ適うべきではなくて、国民の歴史的発展の経過の中でもまた必然的に、ますます適うようになるところのシステムとみなすのである」。

このように理性的なのは原理だけではない。そうではなくて社会的歴史的発展こそ、その原理の実現過程として理性的なのである。そして社会的歴史的発展を推進する主体は「国民」に他ならないことをヘーゲルはみているとイルティンクはいう。この点についてイルティンクは一つひとつ詳細にヘーゲルの講義録から抽出はしていない。しかしあれほど丹念に講義録を整備・編集したイルティンクであれば当然ながら、講義録の中にヘーゲル自身の言葉を確認したうえで先の指摘をしたのは疑う余地がない。

「ヘーゲル自身の言葉」を私の方で補充しておきたい。それは次のようなものである。第1回講義録においては、先に引用した「総じて憲法・国制はその〔国民精神の〕発展であるから、理性的であるものは必ず生起する」の直前に、「国民精神は実体である」と述べられている。第2回講義録においては、引用個所の少し前でこう主張されている——「法・権利の状態はしかし、国民の普遍的精神にのみ基づく。憲法・国制はしたがって、現存の諸概念と必然的に連関している。それ故に、もし国民の精神が一層高い段階へ進んでいるなら、前の段階へ結び付いた憲法・国制の諸契機はどんな拠り所ももはやもたない」。そして第3回講義録においては、先の引用個所の1

0行前でヘーゲルが述べている——「国民の概念のうち存在するものだけが現実世界において妥当しえることを哲学は知っている」。

みられるように第1回・第2回・第3回講義録のいずれにおいても、イルティンクが指摘するように「国民（精神）」がメルクマールになり、そこに理性の歴史的発展が映し出されること、そして理性的なものが現実のうち具体化されることの必然性をヘーゲルが確認し示していることが理解できるのである。

しかしながら必然性といっても、あらゆる歴史的現実が必然的に理性的であるとはかぎらない。むしろ三つの講義録（特に第1回講義録）の主張は、当時の歴史的状況において理性的なものと現実的なものとの間に矛盾が存在することをヘーゲルが明確に認識していたことを意味している。だからこそ理性的なものが現実を実現しなければならず、必ず実現する（<muß>）との強い確信が表明されたのである。このヘーゲルの本意を把握して、イルティンクはこう述べた——「理性的であるものは必ず生起する（muß geschehen）という言葉は、この法・権利の哲学の主旋律である」。

これに対して、『要綱』の「序文」におけるヘーゲルの<理性—現実>関係把握においては（4）、理性的なものこそ現実的なものである（ist）という言葉から、第1回・第2回・第3回講義録においてみられたような理性と現実との不一致・ズレなり矛盾は見出せず、だからこそ歴史的発展という考え方が考慮外におかれている。ここから、現存のものがすでにいま理性的であるという形で、ヘーゲルは「現存のもの正当化」に同意しているとイルティンクは強調するのである。

こうした「ヘーゲルの第1回・第2回講義録」編集本の編者「序論」におけるイルティンクの指摘（必然的なつながりにおいてヘーゲルからの典拠引用を私が一部補充）には説得力がある。キーワードになっていると考えられる助動詞および述語動詞に注目するだけでも、講義録と『要綱』との異同は理解しえるのである。すなわち、<muß>（第1回講義録）、<könne>（第2回講義録）、<wird>（第3回講義録）に対して、<ist>（『要綱』）である。これら第1回・第2回・第3回講義録における<理性—現実>関係把握をあらわすキーワード・助動詞からは、『要綱』の場合（<ist>という述語動詞）にみられるような、現実はすでに十分に理性的であるとの現実肯定主義的なものとは無縁な思想をよみとることができる。

ここで、第3回講義録を編集したD. ヘンリッヒの<理性—現実>関係理解についてふれておきたい。ヘンリッヒは編者の「序論」（Einleitung）において、<Vernunft in Verwirklichung>のタイトルのもとで、ヘーゲルの<理性—現実>関係把握について次のように述べている。『要綱』における「理性的であるものこそ現実的であり、現実的であるものこそ理性的である」は、<理性—現実>関係を「制度理論的（institutionstheoretisch）関係」において、「理性的であるものは現実的となり、現実的なものは理性的となる」（第3回講義録）の場合は、「歴史理論的（geschichtstheoretisch）関係」において、つかみ説明したものである。「制度理論的関係」においてつかむとは「概念〔理性〕に対する理性的現実の優位性」を強調することであり、「歴史理論的関係」



においてつかむとは「自由原理の現実における形成に対するその原理についての意識〔概念・理性〕の優位性」を強調することだとされる。要するに、前者では形成され制度として現にある「現実」に重点がおかれ、後者では今後発展し現実化されるべき原理的「理性」に重点がおかれているのである。「両者の関係は不可分に相互的である」とされ、したがって両者間にみられる違いは矛盾ではなく、強調点の相違にすぎない。これがヘンリッヒの説明の概要である。しかしながら、形成され現にある「現実」がヘンリッヒの指摘するような「理性的現実」であるとは限らないし、もしも「理性的」でないとすると、先の両者の関係の違いがたんに強調点の相違ということだけでは説明がつかなくなるように私は疑問として考えている。

現実とは理性的ではなく、多くののっぴきならない矛盾をはらみ、「一切の憲法・国制発展の基礎」をなす「国民の自由な自己意識の形成・発展」からみて根本的な課題を抱えているが故に、現実をそのまま肯定し正当化するのではなく、現実を変えて現実に理性（的なもの）を実現しなければならない（<muß>）のである。「現実とは理性的である」ではなく、少なくとも「現実とは理性的か」の問いが寄せられる思想のあり方が重要なのである。この視点・発想がヘーゲルの『要綱』には、欠けているように思われる。

ほんらい理性的ではない現実を容認した『要綱』期のヘーゲル、彼をしてこうさせた現実とは何か。それはいうまでもなく、イルティンクも強調する1819年「カールスバートの決議」に象徴される苛酷な一連の検閲・出版取締り、学者・研究者や知識人らに対する弾圧の現実に他ならない。先に確認したように、議会（における討論）の公開の必要性や議会における与野党の政策・議論上の対立の必要性について、そして「言論・出版の自由」の必要性和重要性についてあれほど強調したヘーゲル（第1回講義録）ですら、「カールスバートの決議」を基点とした一連の状況に屈するとは、何たる苛酷な現実であろうか。

検閲・出版取締りに負け、ペンを曲げたヘーゲル像——これをイルティンクはヘーゲルの「政治的立場の転換」とよんだ——が浮かんでくる。たしかに第1回・第2回・第3回講義録、とりわけ第1回講義録と『要綱』との間の落差はあまりにも大きい。このことはこれまで考察してきた<理性－現実>関係把握の点でも、また三つの国家権力の相関関係理解の点からも明白である。

しかしそれでもなお、次の疑問はもたねばならない。すなわち現実容認・肯定主義的で国家主義的でなく、きわめて理性主義的でリベラルな考えをうちだしているのは講義録においてであり、講義録は行われた講義のメモ・ノートであるが故に出版を直接前提しているのではない。これに対して、『要綱』は公刊されたものである。公刊するには厳しい検閲規定をパスしなければならない。現実に対するリアルな認識が強ければなおのこと、検閲パスのための、必ずしも本意からではない様々な方策が講じられた可能性は皆無とはいえない。

とりわけ第1回講義録と対比させて『要綱』では、ヘーゲルは「政治的立場の転換」をはかっているとのイルティンクの指摘には私も同意する。しかし、その「転換」がヘーゲルの本意なのか方策なのかの検討は依然として残っているといえよう。

\*

- (1) 本稿ではヘーゲルの「法・権利の哲学」第1回講義を主な分析研究の対象にしたが、そのさいベースにしたテキストと、本文中におけるこのテキストからの引用表記法は次のようである。
  - ・ G.W.F.Hegel, *Die Philosophie des Rechts, Die Mitschriften Wannemann (Heidelberg 1817/18) und Homeyer (Berlin 1818/19)*, hrsg. eingeleitet und erläutert von Karl-Heinz Ilting, Stuttgart 1983.
  - ・引用の当該箇所については、ページ数を (S.) と本文中に明記した。
- (2) ヘーゲルの「法・権利の哲学」第1回講義との内容上の比較の関係で、1820年に刊行された『法・権利の哲学要綱』(以下で、『要綱』と記す)にたびたび言及した。そのさいのテキストからの引用表記法は次のようである。
  - ・ Hegel, *Grundlinien der Philosophie des Rechts*, G.W.F.Hegel, Werke in zwanzig Bänden 7, Redaktion Eva Moldenhauer und Karl Markus Michel, Frankfurt a. M. 1970.
  - ・引用の当該箇所については、ページ数を (*Grundlinien*, S.) と本文中に明記した。
  - ・邦訳は藤野・赤沢訳『ヘーゲル 法の哲学』(「世界の名著」35、中央公論社)を使用した。当該箇所はページ数を (藤野ほか訳、頁) と本文中に明記した。

注

- (1) 加藤尚武編『ヘーゲル哲学への新視角』(創文社、1999年)に収められた「資料 ヘーゲルの講義活動」、<4. ハイデルベルク大学およびベルリン大学における講義一覧>を参照。
- (2) 『要綱』と、『要綱』刊行以前に行われた三つの講義(録)との比較表(部・章のタイトル、各々のパラグラフ数)は次のとおりである。(別紙)
- (3) G.W.F.Hegel, *Die Philosophie des Rechts, Die Mitschriften Wannemann Heidelberg 1817/18) und Homeyer (Berlin 1818/19)*, hrsg. eingeleitet und erläutert von Karl-Heinz Ilting, Stuttgart 1983, S.5. (<Vorwort>). (以下では、本書を [Ilting, S.5] のように表記する。)
- (4) Ludwig Siep, *Hegels Theorie der Gewaltenteilung, Hegels Rechtsphilosophie im Zusammenhang der europäischen Verfassungsgeschichte*, hrsg. von H.-C.Lucas und O. Pöggeler, Stuttgart-Bad Cannstatt 1986, S.400. (以下では、本書を [Siep, S.400] のように表記する。) ルートヴィッヒ・ジープ著、上妻精監訳『ドイツ観念論における実践哲学』(哲書房)、386頁。(以下では、本書を [上妻精監訳、386頁] のように表記する。)
- (5) Ilting, S.5.
- (6) Ilting, S.19f.
- (7) Siep, S.401-403.上妻精監訳、387-389頁。
- (8) 加藤尚武ほか編『ヘーゲル事典』(弘文堂)所収の<カールスバート決議>項目を参照。
- (9) 前掲『ヘーゲル事典』の他に、ジャック・ドント著、花田圭介監訳『ベルリンのヘーゲル』(法政大学出版局)、81-84、155、158-161、179-187頁を参照。
- (10) G.W.F.Hegel, *Vorlesungen über Rechtsphilosophie 1818-1831*, Edition und Kommentar in sechs Bänden von Karl-Heinz Ilting, Stuttgart-Bad Cannstatt 1973, Bd. 1, S. 102. (<Einleitung: Die "Rechtsphilosophie" von 1820 und Hegels Vorlesungen über Rechtsphilosophie>).
- (11) Ilting, S.18. このヘーゲルの政治的立場の転換を、イルティンクは第2回講義録を編集刊行した1973/74年にすでに指摘していた。今回(1983年)再び、第1回講義録を新たに編集刊行するにあたって一層確信を深めて指摘したことになる。
- (12) *Ibid.*, S.157.

- (13) *Ibid.*, S.206.
- (14) G.W.F.Hegel, *Philosophie des Rechts, Die Vorlesungen von 1819/20 in einer Nachschrift*, hrsg. von Dieter Henrich, Frankfurt 1983, S.51. (以下では、本書を [Henrich, S.51.] のように表記する。)
- (15) Hegel, *Grundlinien*, S.24. 藤野ほか訳、169頁。
- (16) *Ilting*, S.28.
- (17) *Ibid.*, S.28f.
- (18) *Ibid.*, S.157.
- (19) *Ibid.*, S.206.
- (20) *Henrich*, S.50.
- (21) *Ilting*, S.29.
- (22) *Ilting*, S.34.
- (23) Vgl. *Henrich*, S.14-17.
- (24) *Ilting*, S.29.
- (25) 第1回講義録を中心とした『要綱』刊行以前の三つの講義録と『要綱』との相違については、すでに次の拙稿において一層詳しく論述しておいたので参照していただきたい(「ヘーゲルにおける<理性—現実>関係把握の変化」『理想』第662号、1999年1月、理想社)。

	Einleitung	I. Das abstrakte Recht	II. Die Moralität	III. Die Sittlichkeit
第1回講義録 (1817/18年) [併=170ページ]	§ 1~10	1) Besitz und Eigentum (§ 15~32) 2) Der Vertrag (§ 33~37) 3) Das Unrecht (§ 38~49)	1) Handlungen und Gesinnungen (§ 52~56) 2) Die besonderen Zwecke, das Wohl und die Absicht (§ 57~64) 3) Das Gute und das Gewissen (§ 65~68)	1) Die Familie (§ 73~88) 2) Die bürgerliche Gesellschaft (§ 89~121) 3) Der Staat (§ 122~170)
第2回講義録 (1818/19年) [併=142ページ]	§ 1~16	1) Besitz und Eigentum (§ 21~37) 2) Der Vertrag (§ 38~42) 3) Das Unrecht (§ 43~57)	1) Die Handlung und der Vorsatz (§ 61~64) 2) Das Wohl und die Absicht (§ 65~68) 3) Das Gute und das Gewissen (§ 69~73)	1) Die Familie (§ 78~89) 2) Die bürgerliche Gesellschaft (§ 90~113) 3) Der Staat (§ 114~142)
第3回講義録 (1819/20年) [ページ数は不明]		1) Das Eigentum 2) Der Vertrag 3) Das Unrecht	1) Handlung und Vorsatz 2) Wohl und Absicht 3) Das Gute und das Gewissen	1) Die Familie 2) Die bürgerliche Gesellschaft 3) Der Staat
『法・権利の 哲学要綱』 (1820年) [併=360ページ]	§ 1~33	1) Das Eigentum (§ 41~71) 2) Der Vertrag (§ 72~81) 3) Das Unrecht (§ 82~104)	1) Der Vorsatz und die Schuld (§ 105~118) 2) Die Absicht und das Wohl (§ 119~128) 3) Das Gute und das Gewissen (§ 129~140)	1) Die Familie (§ 158~181) 2) Die bürgerliche Gesellschaft (§ 182~256) 3) Der Staat (§ 257~360)